



日本証券クリアリング機構における 最近の取組み

2020年3月6日

株式会社日本証券クリアリング機構（JSCC）

1 金利指標改革への対応

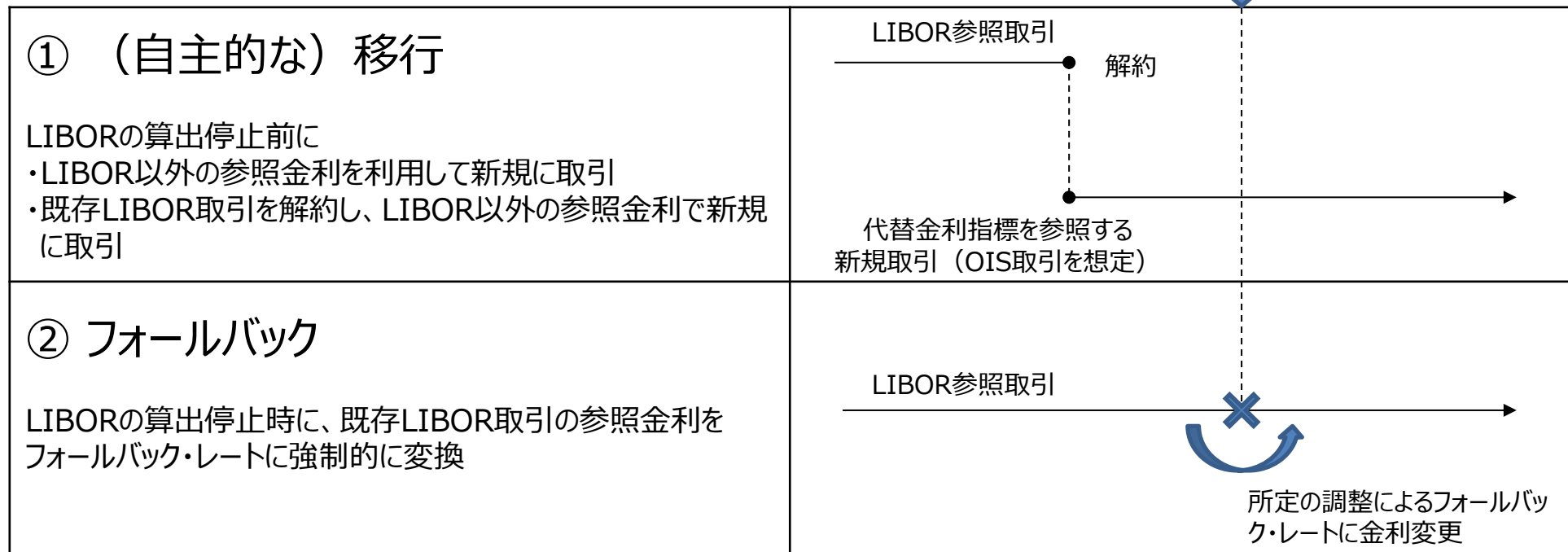
2 総合取引所の実現に向けた対応

3 上場デリバティブ清算業務における損失補償制度の見直し



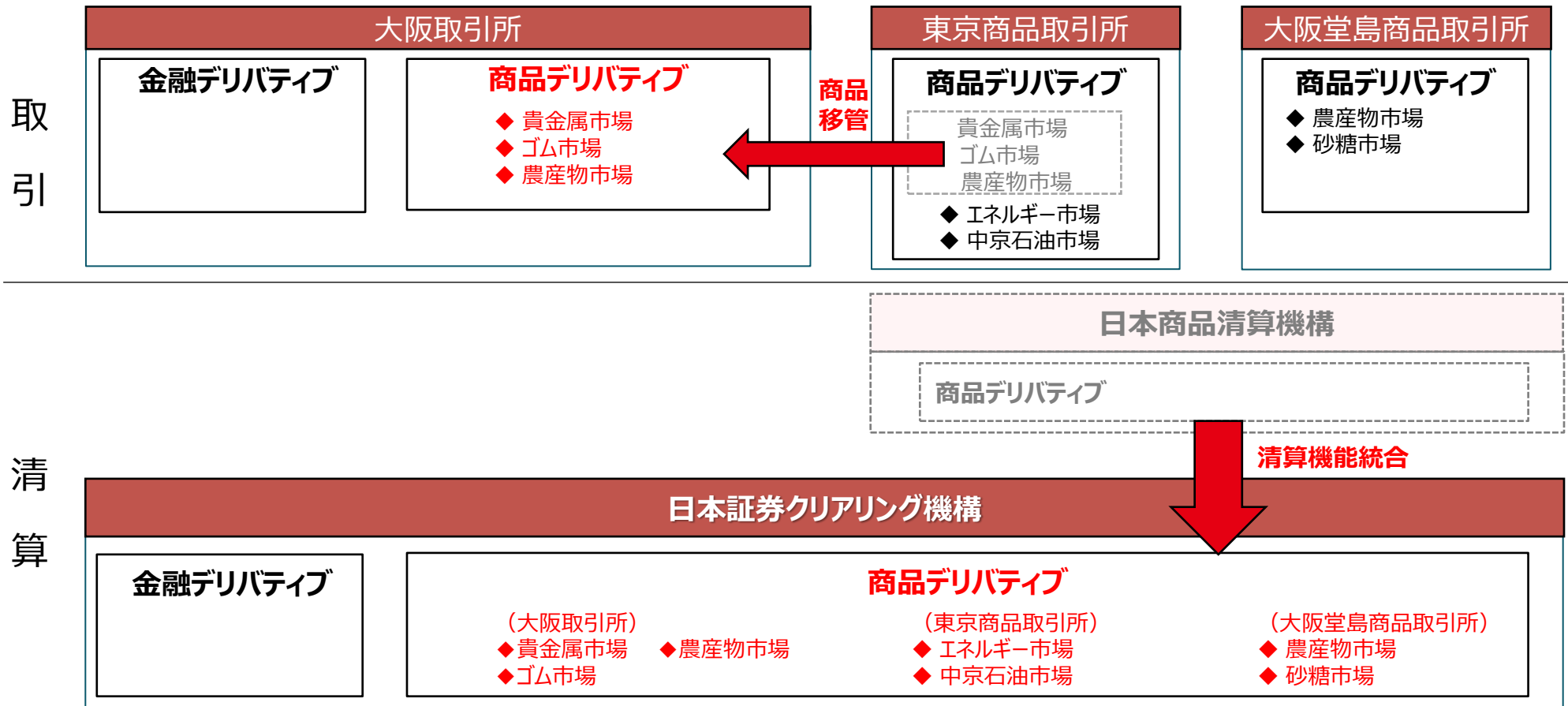
- LIBORの不正操作問題を契機として、LIBORを含む各国の銀行間金利指標のあり方を巡る国際的な検討が開始。2017年7月には、英国FCA（金融行為規制機構）のベイリー長官が、2021年末以降はLIBORのパネル行にレート呈示義務を強制する権限を行使しない旨を表明し、2021年末以降のLIBOR算出・公表が不透明な状況。
- JSCCは、清算機関としてLIBOR等を参照する金利スワップ取引を清算しており、LIBORが恒久的に算出停止された場合に備え、①移行及び②フォールバックの対応を進める必要。
- まず、LIBOR以外の参照金利への移行促進を企図した対応（LIBOR取引からOIS取引への変換サービスの導入等）を本年4月に実施予定。その後も、ニーズや市場の変化等を踏まえ、必要な対応を継続的に検討・実施する。

LIBOR公表停止(2021年末?)



総合取引所の実現に向けた対応

- JSCCの親会社である日本取引所グループは、昨年10月に金や原油等の商品デリバティブを取り扱う東京商品取引所を子会社化。
- さらに、本年7月には以下の対応を実施し、総合取引所としての一体的な運営を実施予定。
 - 取引：一部商品（貴金属、ゴム、農産物）を大阪取引所へ移管し、商品先物取引法から金融商品取引法の管轄に移行
 - 清算：清算機関の信用力強化を目的として、日本商品清算機構の持つ商品デリバティブの清算機能をJSCCへ統合



上場デリバティブ清算業務における損失補償制度の見直し

- JSCCは、平時より清算業務の相手方となる清算参加者に対し信用リスク管理を行っているが、万が一清算参加者が破綻した場合に備え、破綻により生じた損失を補償するための制度を清算業務毎に構築。
- 近年の国際的な再建・破綻処理等に関する規制や議論において、特にエクスポージャー水準が高い上場デリバティブ取引に関し、他の清算参加者の破綻が発生した時に、清算参加者が事後的に拠出を求められる可能性のある財源を事前に計測可能であることが重視されていること等を踏まえ、上場デリバティブ清算業務における損失補償制度の見直しを本年7月に予定。
- 具体的には、**事後的な拠出財源である特別清算料を「第一特別清算料」として上限を設定するとともに、参加者破綻により生じる損失を第一特別清算料までの財源でカバーしきれない場合を想定して第二特別清算料の仕組みを、また、これらの財源で破綻参加者の全ポジションを解消できない場合を想定してパーシャル・ティアアップ^o（処分未了ポジションに係る反対ポジションの期限前終了）の仕組みを導入。**

上場デリバティブ清算業務における損失補償制度				
【現在の制度】		➔	【見直し後の制度】	
第1順位	破綻参加者の担保		第1順位	破綻参加者の担保
第2順位	市場開設者の負担	第2順位	市場開設者の負担	
第3順位	JSCCの負担	第3順位	JSCCの負担	
第4順位	生存参加者の清算基金	第4順位	生存参加者の清算基金	
第5順位	特別清算料	第5順位	<u>第一特別清算料 (清算基金の3倍の額を上限)</u>	
		第6順位	<u>第二特別清算料 (勝方参加者が勝ち分に応じて負担)</u>	
		上記でカバーできない場合	協議	
			<u>パーシャル・ティアアップ (ポジションの期限前終了)</u>	

主な見直し
内容